

あか
「日本の紅をつくる町」
「SHIRATAKA RED」
ロゴマークを追加しました

「日本の紅（あか）をつくる町」をPRする目的から製作しているロゴマークに、下記の4つのデザインが追加されました。どなたでもさまざまなものに使用できますので、ぜひお使いください。

使用方法など、詳しくは「広報しらたか6月12日号」または町ホームページ (<http://www.town.shirataka.lg.jp/2146.html>) をご覧ください。

●ロゴマークデザインの内容（追加分）

- (1)日本の紅(あか)・SHIRATAKA RED ……図5
- (2)日本の紅(あか)をつくる町(縦)……図6
- (3)日本の紅(あか)……………図7
- (4)日本の紅(あか)(紅花)……………図8



【申請先・問い合わせ】

白鷹町「日本の紅（あか）をつくる町」連携推進本部事務局(商工観光課交流推進係内)
 ☎ 85-6126

後期高齢者医療制度は、75歳の誕生日から加入いただく制度です。ただし、一定の障がいのある方は、申請により65歳から加入することができます。

後期高齢者医療制度に加入すると、保険料や医療機関での窓口負担が軽減される場合があります。ただし、この制度の加入は本人の選択になりますので、担当窓口へご相談ください。

▼対象となる方
 障がいの程度が次のいずれかに該当する方

①国民年金法等障害年金 1級

■65歳から74歳で一定の障がいのある方は後期高齢者医療制度を選択できます

- ・ 2級
 - ②精神障害保健福祉手帳 1級
 - ・ 2級
 - ③療育手帳 A
 - ④身体障害者手帳 1級～3級及び4級の一部
 - ▼申請窓口 町民課国保医療係
 - ▼持ち物 保険証・印鑑・国民年金等証書または各種手帳(精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・身体障害者手帳)
- 【問い合わせ】
 町民課国保医療係
 ☎ 85-6130

入院などで医療費が高額になりそうな場合

限度額適用認定証の申請をしていただくと便利です

医療費が高額になると見込まれる場合、限度額認定証(限度額適用・標準負担額認定証)を医療機関の窓口へ提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。認定証の交付には申請が必要です。申請月から有効となりますので、お早めにお手続きください。

国民健康保険に加入している方で、現在、限度額適用認定証の交付を受けている方の有効期限は平成29年7月31日です。8月以降も認定証が必要な方は更新の手続きをお願いします。

●対象となる方

- ①70歳未満の方
- ②70～74歳の方で平成29年度の町県民税非課税世帯の方

●申請窓口 役場1階 町民課2番受付

●持ち物 国民健康保険被保険者証・印鑑・世帯主と対象者のマイナンバーがわかるもの

【問い合わせ】町民課国保医療係 ☎ 85-6130